第2期交野市子ども・子育て支援事業計画に 係る中間年の見直しについて

■「子ども・子育て支援事業計画」とは?

子どもの最善の利益のために

すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することにより、 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障するもの

<u>1. 内容・目的</u>

幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について「量の見込み」 「確保の内容」「実施時期」を記載し、質・量の拡充を図るための計画

2. 位置づけ

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、国の基本指針に即して 市町村子ども・子育て支援事業計画として策定

3. 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

★第2期交野市子ども・子育て支援事業計画★

「子どもいっぱい 元気な " かたの " ~子育ち 子育て 地域の和 (なごみ) ~」 を基本理念とし、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもがこころ豊かに育つための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進しています。



■計画の見直しについて

「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画」について、国の方針に基づき、中間年における 見直しを実施

1. 国の方針(内閣府事務連絡 令和4年3月18日より)

- ・「教育・保育」の量の見込みにおいて、支給認定区分ごとの実績値(R3.4.1)が、計画値よりも 10%以上の 乖離があり、提供体制に支障が生じる場合は見直しを行う。
- ・「地域子ども・子育て支援事業」は、「教育・保育」の見直し及び提供体制の確保の内容変更に併せて必要に応じて見直しを行う。
- ・ただし、新型コロナウイルスの影響により、本来の実績値の把握が困難な場合は、令和 5 年度以降の見直しと しても差し支えない。

2. 本市の見直しの考え方

- •「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」において、令和3年度の実績値が計画策定時の量の見込みを上回っており、今後のサービスの提供に支障が生じる恐れがある場合は見直しを行う。
- •「地域子ども・子育て支援事業」において、計画策定時の量の見込みと確保方策が、本市の子育て施策の実態に 即していないものについて、見直しを行う。
- ・需要量の減少によるもの等、今後のサービスの提供に影響がないものについては、今回の見直しは行わない。 今後、第3期計画(令和6年度策定予定)の検討にあたり、令和5年度に実施する実態調査や本市の子育て施 策の方向性を踏まえて、抜本的な見直しを行う。

■計画の見直しに係るスケジュール

令和4年度

10月	11月	12月	1月	2月	3月
	第2回 子ども・ 子育て会議			第3回 子ども・ 子育て会議	
人口推計、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し作業 他			中間見直し(案) 確定	中間見直し(案) を審議	改訂版策定

[※]スケジュールについては、状況により変更となる場合があります。